

豊橋西部土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、豊橋西部土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、愛知第458号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款及び規約、利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一 五号排水機場の維持管理

二 地域内全域にわたる排水路の維持管理

2 この土地改良区は、前項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、豊橋市から排水機等維持管理業務を委託される場合には、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、愛知県豊橋市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、土地改良区事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、34人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

4 総代会で書面又は代理人による議決を制限する議案の議決があった場合、その以後、当該総代の任期中に開催される総代会においては適用しない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知し

た事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 16 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第 17 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第 18 条 第 13 条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 3 章 役 員

(役員の数)

第 19 条 この土地改良区の役員定数は、理事 7 人及び監事 3 人とする。

2 前項の監事定数のうち、2 人は組合員とし、1 人は法第 18 条第 7 項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第 20 条 役員は総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

第 21 条 理事は、理事長 1 人及び副理事長 1 人を互選するものとする。

第 22 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長ともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときは、その職務を行なう。

(事務の決定)

第 23 条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるもの

とする。

(役員任期等)

第25条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書きに規定する選任が、役員全員にかかる時は、その任期は、前項ただし書規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第26条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項第一号、第二号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

2 第4条第1項第三号から第五号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施工に係る土地につき地積割に賦課する。

3 前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第29条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

(督促)

第30条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第31条 第27条から第29条までの規定により賦課された賦課金につき、これを滞納し、又は定期内に履行しない場合には、その滞納の日数に応じて年14.6%の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料1,000円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収

金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第32条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

(加入金)

第33条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

- 2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第34条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第31条の規定を準用する。

(基本財産)

第35条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

- 2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。
- 3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産分配の制限)

第36条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第37条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

- 2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第38条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第39条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるものの

ほか、規約で定める。

附 則（令和 年 月 日変更認可）

- 1 この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 24 日変更認可）

- 1 この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 29 日変更認可）

- 1 この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日変更認可）

- 1 総代の定数及び選挙に関する規定の変更は次期総選挙から適応し、それまではなお従前の例による。
- 2 この定款は、知事の認可の日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 30 日変更認可）

- 1 この定款の変更は、現任役員の任期満了その他の事由による次期総選任の時から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 31 日変更認可）

- 1 この定款は、許可の日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 18 日変更認可）

- 1 この定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 24 日変更認可）

- 1 この定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成 3 年 10 月 22 日認可）

- 1 この定款は、認可の日から施行する。
- 2 第 22 条の規定にかかわらず、第 1 回総代会で選任された役員の任期は、平成 7 年 3 月 31 日までとする。
- 3 第 10 条第 2 項にかかわらず、令和 6 年 12 月 5 日に就任した総代の任期は、令和 9 年 3 月 15 日までとする。

(別表) 地区となるべき地域

市名	町名	字名	区域
豊橋市	小向町	下野、蜂ヶ尻	一円の田畑
同	高洲町	高洲、西屋敷、小水尾、烏塚、長弦、向島、大江、小島、森下	一円の田畑
同	富久縞町	富久縞、梅村、茅野、平塚、西ノ坪中ノ坪、東ノ坪、北ノ坪	一円の田畑
同	青竹町	青竹、八間西、川東、石洲、浜道	一円の田畑
同	牟呂町	西明治沖坪、西明治大道下、西明治源助掘、西明治新右前、西明治川東、西明治入添、東明治橋下、東明治郷下、東明治川添、東明治沖坪、東明治塚裏、内田、築根、水神	一円の田畑
同	神野新田町	イノ割、ロノ割、ハノ割、ニノ割、ホノ割、ヘノ割、トノ割、チノ割、リノ割、ヌノ割、ルノ割、ヲノ割、ワノ割、カノ割、ヨノ割、タノ割、レノ割、ソノ割、ツノ割、子ノ割、ナノ割、ラノ割、ムノ割、ウノ割、キノ割、ノノ割、オノ割、クノ割、ヤノ割、マノ割、ケノ割、フノ割、コノ割、エノ割、テノ割、アノ割、サノ割、キノ割、ユノ割、メノ割、ミノ割、シノ割、エノ割、ヒノ割、モノ割、セノ割、スノ割、京ノ割	一円の田畑
同	吉前町	西吉前新田、東吉前新田	一円の田畑